

このたびの平成 30 年北海道胆振東部地震により被災されました皆様方に、心からお見舞い申し上げます。被災されました災害救助法適用市町村に立地の社会福祉施設従事者相互保険にご加入の施設様に対しては、次の通り特別対応を実施しています。

災害保険金・障害給付金・入院給付金（以下「災害保険金等」という。）については、「地震、噴火または津波によるとき」は免責事由のため「保険金・給付金をお支払いできない場合」としてご案内しておりますが、今回は当該免責事由には該当せず、災害保険金等を全額お支払いすることとしています。

保険金のご請求における書類の一部を省略する取り扱いを行っております。病院の事情により、早期退院・入院ができなかった場合において、臨時施設等を利用した場合の入院給付金の取り扱いを拡大しております。

保険金・給付金の支払事由に該当、又は支払の可能性があると思われる場合は、下記の＜お問合せや給付のご請求等＞までご連絡ください。

被災された皆様が、1 日も早く平常に回復されますよう心からお祈り申し上げます。

平成 30 年 9 月 11 日

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター
理事長 根本 嘉昭

＜お問合せや給付のご請求等＞

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター 福祉第一部

☎:03-3486-7511 FAX :03-3486-7514

【社会福祉施設従事者相互保険担当：城間・高倉】